平成30年第11回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年11月26日 13時30分~14時45分

会 場 海老名市役所 6 階議員全員協議会室

平成30年第11回海老名市農業委員会定例総会議事録

平成30年11月26日「平成30年第11回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市 議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

 1番 鈴木 守
 2番 加藤 晃
 3番 清水 澄雄
 4番 瀬戸 正己

 5番 小島 富士男 6番 平井 敬
 7番 加藤 忠晴 8番 竹內 章人

 9番 尾上 富夫 10番 井出 彰
 11番 木島 稔 12番 森 征男

 13番 齋藤 孝一 14番 大矢 美知子

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

 15番 中山 勇
 16番 塩脇 勉
 17番 新戸 和夫
 18番 守屋 福夫

 19番 宮台 孝治
 20番 細川 英治

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、 主査 加藤 謙次、 主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第3 議案第47号 引き続き農業を行っている旨の証明について

日程第4 議案第48号 農用地利用集積計画(案)について

日程第5 議案第49号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

日程第6 議案第50号 農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について
- (3) 農地の一時使用について
- (4) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。(開会の時間:午後1時30分)

ただいまの出席委員は、14名でございます。また、農地利用最適化 推進委員の6名も全員出席しております。定足数に達しておりますの で、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人 を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、7番委員と8番委員を指名いた します。

それでは、4. 報告事項の3ページ、4ページの(1)活動状況について、(2)農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 (先月の活動状況、農地の異動状況を報告した。)

【議 長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようでございましたら、報告事項でございますから、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条では、委員会の会議は公開とすると規定されております。この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可します。

傍聴人を入室させてください。

それでは、会議を進めたいと思います。

これより5の付議事項に入ります。

議案書5ページ、日程第1、議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければならない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号17、申請地は、中河内字■■■■■、台帳地目、田、現 況地目、田、■■平米、ほか1筆、議案書のとおりで、合計、■■■ 平米です。譲受人は、中河内■■■■■、■■■、譲渡人は、杉久 保北■■■■■■、■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的 は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真は、資料1にございま す。

以上でございます。

- 【議 長】 事務局から提案説明がございました。それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。 9 番委員。
- 【9番委員】 ■■■■さんは、イチゴ栽培、それから、稲作栽培を中心に農業経営を されておる方でございまして、このたび、経営規模拡大のために当該農 地を取得されるというものでございますので、特に問題はないと思いま す。

以上でございます。

- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。
- 【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんとその妻の■■さん、子の■さんとその妻の■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は39年、農業従事日数は、年間300日、■■さんの妻の■■さんの農業経験年数は34年、農業従事日数は、年間300日、■コンのの場合の農業経験年数は11年、農業従事日数は、年間30日、年間30日、単さんの妻の■■さんの農業経験年数は3年、農業従事日数は、年間30日だそうです。■■さんの世帯の現在の農業経営面積は、

以上でございます。

- 【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。10番委員。
- 【10番委員】 先週21日に現地確認を行いました。資料1を見ていただけるとわかる のですが、写真でわかるように、現在は稲刈りが終わり、適正に管理さ れていると思います。

以上でございます。

【議 長】 ただいま意見等がございました。それでは、質疑のある方、お願いたします。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 受付番号17について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、受付番号18について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主 査】 受付番号18、申請地は、大谷南■■■■■■、台帳地目、田、現況 地目、田、■■■平米です。譲受人は、大谷北■■■■■■■■■、■ ■■、譲渡人は、静岡県静岡市葵区大岩本町■■■■■、■■ ■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の

案内図及び写真は、資料2にございます。

以上でございます。

- 【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。5番委員。
- 【5番委員】 ■■■■さんは、■■■■さんの次男です。もともと■■さんの土地を 利用集積計画にのっとって借りて耕作していたところですが、■■さん のほうから買い上げてくれないかということで話がまとまったというこ とです。次男の■■さんは勤めに出ておりましたが、近年は勤めをやめ て、農業専従ということで働いております。そういうことで、特に問題 はないかと思います。

以上です。

- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。
- 主 查】 ■■さんの農家世帯の状況ですが、■■さんとその父の■■さん、母の ■■さん、兄の■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主は、父 の■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経 験年数は5年、農業従事日数は、年間300日、父の■■さんの農業経 験年数は70年、農業従事日数は、年間300日、母の■■さんの農業 経験年数は70年、農業従事日数は、年間100日、兄の■■さんの農 業経験年数は40年、農業従事日数は、年間300日だそうです。■■ さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■平米、畑が■ ■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■平米で、下限面積で ある30アールを超えております。機械は、トラクター1台、耕運機1 台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台などを所有していま す。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う 旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれ から見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をす ることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当 する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われま す。

以上でございます。

【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 こちらも先週見てまいりまして、稲刈りが終わり、わらは残っておりますが、これからわらの搬出に入るのではないかと思います。特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 それでは、質疑の方。いられませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。いられませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきたいと 思います。

受付番号18について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、受付番号19について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- (主 査) 受付番号19、申請地は、中河内字■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■平米、ほか2筆、議案書のとおりで、合計、■■■平米です。譲受人は、杉久保南■■■■■■、■■■、譲渡人は、杉久保南■■■■■■、■■■、持分3分の2、杉久保南■■■■■■■、■■■、持分3分の1、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真は、資料3にございます。

以上でございます。

- 【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。11番委員。
- 【11番委員】■■さんは、40年の農業従事ということで、年間250日、トラクター1台、コンバイン1台、軽トラ1台を所有して、別に問題ないと思われます。

以上です。

- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。
- 【主 査】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■さんとその母の■■さ

ん、姉の■■■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、母の
■■さんです。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験
年数は40年、農業従事日数は、年間250日、母の■■さんの農業経験年数は70年、農業従事日数は、年間150日、姉の■■■さんの
農業経験年数は25年、農業従事日数は、年間80日だそうです。■■
さんの世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■▼米、畑が■■■
■■■▼米、合計、■■■■■■■■▼米で、下限面積である
30アールを超えております。機械は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台などを所有しています。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はありません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

- 【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。10番委員。
- 【10番委員】 こちらも先週見てまいりまして、資料3、写真はちょっと見づらいので すが、現在、稲刈りが終わり、適正に管理されておりました。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますから、受付番号19について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございますので、よって、承認とさせていただきます。 次に、議案書6ページ、日程第2、議案第46号 農地法第5条の規 定による許可申請についてを議題といたします。 受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法第5条では、農地を転用する目的で権利を設定、移転する場合には、県知事の許可を受けなければならない旨、規定されています。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号4、申請地は、本郷字■■■■■■、登記簿地目、畑、■■平米のうち■■平米、ほか2筆、議案書のとおりで、合計、■■■平米です。現況は、市街化調整区域の畑です。転用者は、座間市緑ヶ丘■■■■■、■■■、代表■■■、土地所有者は、本郷■■■■■、■■■、転用の目的は、農地造成のための一時転用です。期間は、平成31年1月15日から平成31年12月31日までを計画しています。工事期間に設定する権利の種類は、使用貸借権です。現地の案内図は、資料4-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、農地造形計画の平面図、縦断図、横断図をお配りしています。

以上でございます。

- 【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。20番委員。
- 【20番委員】 申請地の西側に畑があるのですけれども、間に農道があるために、転用 することによる畑への影響は特にないと思います。 以上です。
- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。
- 【主 査】 地権者の■■さんが所有し、耕作をしている畑の営農条件を改善するために、土の入れかえをしたいという申請です。土の入れかえの目的は、害虫駆除とのことです。この申請目的は、農地造成であり、農地を農地以外のものにするということではありませんが、規模が大きく、耕作の中断期間が長いため、一時転用という形をとらせているものです。また、この申請は、農地の改良工事を行おうとする農地の所有者の発意による一時転用であり、農家が計画の主体となるもので、転用者は工事施工者という立場です。実際には農地法第4条の自分の土地を自分で一時転用するという性質を持つものですが、土砂の不法な投棄を防止する観

点から、神奈川県では農地法第5条の許可申請をさせることにより、工事施工者を申請人として転用事業にかかる法的責任を負わせています。この後、法に基づく許認可等の審議によらない案件としても、農地造成工事施工届出書についてという項目が出てまいりますが、同じ農地造成でも5条の一時転用許可を受けるか、農業委員会に届出をすることで済むのかは、県の要綱で定められているものでございます。要綱では、農地造成については、軽易な農地造成を除き、農地法の規定に基づく一時転用許可を要するとされており、軽易な農地造成とは、耕作中断期間がおおむね3カ月以内、かつ農地造成面積が1,000平米以内で、かつ盛土、切土、または掘削の深さがおおむね1メートル以下のものと定義されています。本件は、以上の軽易な農地造成の要件に当てはまらないため、5条の一時転用許可が必要となります。

それでは、許可基準のうち立地基準をご確認いただきたいと思います。営農条件改善、農地造成のための一時転用は、どの立地区分でも可能ですが、本申請地の立地区分は、資料4-1の左下に記載があるとおり、市街化区域から300メートル以内の区域で、農地の広がりが10ヘクタール未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断できるところです。第2種農地は、申請にかかる農地にかえて周辺のほかの土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められる場合、つまり、代替地がある場合ですと許可とならない土地ですが、逆に代替地がないと認められる場合のみ、許可になるという立地区分です。

次に、資料4-2をご覧ください。図は、北が右側となります。申請地の周囲の状況ですが、西側が市道、南側、東側、北側はいずれも■■氏所有の畑であり、南側は、平成28年8月に、今回と同様の農地造成の許可申請があった畑、東側が、本年1月に農地造成の届出があった畑となります。周囲との高低差ですが、申請地は、西側の市道及び南側の畑より30センチから50センチほど低く、東側も南東の角の部分が50センチほど低くなっておりますが、造成後は西側、南側、東側と高さを合わせる計画です。北側については、現況は高低差がありませんが、

造成後は場所により最大で30センチほど高くなる計画であり、高低差がある部分は法面で処理します。

次に、資料4-3をご覧ください。図は、申請地を南北に切った断面図であり、北が右側となります。造成計画ですが、申請地全体をおよそ5メートル切土し、表面に近いおよそ3.5メートル分の土は搬出します。深いところにあった約1.5メートル分の土は寄せておきます。そこへ、およそ4メートル分の土を客土し、その上に寄せてあった1.5メートル分の土をかぶせる計画です。切土で搬出する上層の3.5メートル分の土は主に黒土で、搬出先は相模原市麻溝台のストックヤードだそうです。切土する下層の1.5メートル分の土は主に赤土だそうです。客土する土は横浜市西区北幸の建設工事から出るものであり、添付された地質分析結果によると、環境省の告示に基づく28種類の金属や化合物の検出測定値は全て基準値以下となっていました。

続きまして、資料 4-4 及び 4-5 をご覧ください。図は、申請地を東西に切った断面図であり、いずれも東が右側となります。断面の場所は、資料 4-2 の平面図と対応しておりますので、一旦、資料 4-2 をご覧ください。資料 4-2 の右のほうに、小屋という記載があり、その少し上にEPと記載があります。そこから東に向かって、+4.80、No. 2、No. 1、BPとあり、これが資料 4-4 及び 4-5 と対応しております。

資料4-4、4-5にお戻りください。いずれの断面でも、西側の市道と東側の畑とは高低差がありませんが、資料4-5のEPという断面では、北側の小屋のほうが低く、高低差を法面で処理する計画となっていることがご確認いただけるのではないかと思います。

農地造成工事完了後には、ホウレンソウ、コマツナ、タマネギ、ネギ、ナスなどを作付するという営農計画書が提出されています。一時転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地や周囲の土地への被害防除策も図られていることから、一時転用やむなしと思われます。

以上でございます。

【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 現場は、資料4-1の写真の2を見ていただくとわかるのですが、草が刈られたような状態でございます。こちらにつきましては、先ほど事務局のほうから説明がありました、1期、2期工事、これで3期目になりますが、また残土がどのように入ってくるのか、確認をしていただくような形になると思います。現状は問題ないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

- 【議 長】 意見のある方。
- 【4番委員】 工事中の安全対策というのは、掘る深さがかなり深いので、それの安全 対策ですね。人が落ちたり、子供が落ちたり、そういった対策について はどのようになっているでしょうか。
- 【事務局長】 2年ほど前に南側のところも一時転用ということで行っております。そのときにも、安全対策ということで、外側の囲ったところにフェンス等で囲っておりました。あと、当然、入り口には入らないようにロープ等で張るということは今後指導したいと思います。
- 【4番委員】 ぜひそれだけはやっていただかないと、危険だと思いますので、よろしくお願いします。
- 【議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ほかにないようでございますから、採決をさせていただきたいと思います。

受付番号4について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第3、議案第47号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号24について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 説明させていただきます。

この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が3年ごとに

引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということを農業委員会が証明するものでございます。

まず、議案書の7ページをご覧ください。この受付番号24につきましては、被相続人は、大谷■■■■■、 相続人は、大谷南■■■■■、 引き続き農業を行っている期間は、平成27年10月28日から平成30年11月26日までです。特例農地等の明細ですが、大谷南■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■■平米、ほか12筆、議案書のとおりでございます。そのうち5筆が農振農用地区域内の田、1筆が農業振興地域内の田、7筆が生産緑地の畑で、合計、■■■■平米でございます。事務局のほうで11月14日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理ささていましたので、特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局から説明がございました。受付番号24について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 受付番号24について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、議案書8ページ、受付番号25について、事務局から提案説明をお願いいたします。
- 【主 事】 受付番号25番につきまして、被相続人は、上郷■■■■■■■ 、■ ■■、相続人は、上郷■■■■■■■ 、 引き続き農業を行っている期間は、平成27年10月1日から平成30年11月26日までです。特例農地等の明細ですが、下今泉■■■■■■■、現況地

目、畑、台帳地目、畑、農業振興地域内、■■■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。そのうち1筆が農振農用地区域内の田、1筆が農業振興地域内の畑で、合計、■■■■平米でございます。こちらにつきましても、事務局で11月14日に現地調査をいたしましたが、農地として適正に管理されていましたので、特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号25について採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

- 【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。 続きまして、議案書9ページ、受付番号26について、事務局から提 案説明をお願いいたします。
- 【主 事】 受付番号26番ですが、被相続人は、藤沢市遠藤■■■■■、■■■、■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成27年10月21日から平成30年11月26日までです。特例農地等の明細ですが、今里■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農業振興地域内、■■平米、ほか2筆、議案書のとおりでございます。そのうち3筆とも農業振興地域内の田で、合計、■■■■平米でございます。こちらにつきましても、事務局で11月14日に現地調査をしましたが、農地として適正に管理されておりました。よって、特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号26について採決を させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次の議題につきましては、私が関係人として、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、審議終了まで退席とさせていただきます。その間は、議長は2番委員にお願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩)

【2番委員】 それでは、再開します。

次に、日程第4、議案第48号、農用地利用集積計画(案)について 「貸し借り」を議題といたします。

議案書15ページ、受付番号41と、議案書16ページ、受付番号4 6の2件について、事務局より一括で提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農用地利用集積計画(案)についてでございますが、こちらについては、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて当事者より申し出がありましたので、今回、農用地利用集積計画(案)を上程するものでございます。この審議を経まして、海老名市に対して計画案を送付し、農用地利用集積計画を定めるよう要請します。海老名市はそれに基づき、農用地利用集積計画を作成して、その公告があったときに、権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。この期限が迫っている旨のお知らせを10月中旬に送付しておりまして、既に貸し借りを行っている方が早目に継続の手続を行うことが多いため、1月1日から権利設定を行う11月及び12月の審議案件が毎年多くなっているところでございます。

それでは、受付番号41と46について説明させていただきます。

まずは議案書15ページ、受付番号41につきまして、こちら、借り手は、大谷南■■■■■■■■■、貸し手は、大谷南■■■■■■■■、貸し手は、大谷南■■■■■■、貸し借りをする農地は、こちらの1筆で、大谷字■■■■、現況地目、田、■■■平米です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間です。こちらにつきましては、農用地区域内の継続の計画となっております。

続きまして、議案書の16ページ、受付番号46についてですが、借り手は、大谷北■■■■■■■、■■■、貸し手は、大谷南■■■■■■■、サ谷南■■ となっております。貸し借りをする農地は、大谷字■■■■■■、現況地目、田、■■平米、ほか4筆となっております。貸し借りの種類につきましては、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間です。農用地区域内4筆、農業振興地域内1筆の継続の計画になっています。

以上、これらの案件につきまして、11月14日に事務局で現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、借り手は、いずれも農家となっております。どちらの方も農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上となります。

【2番委員】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【2番委員】 意見のある方。いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【2番委員】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。 それでは、別々に採決させていただきます。

受付番号41につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【2番委員】 全員挙手をいただきました。受付番号41については、承認とさせてい

ただきます。

次に、受付番号46につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【2番委員】 挙手全員でございます。よって、受付番号46につきましては、承認と させていただきます。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議 長】 議事を再開いたします。

続きまして、議案書10ページから21ページ、受付番号21から40まで、42から45まで、47から40件について、一括で提案説明をお願いいたします。

事務局、お願いいたします。

【主 事】 それでは、説明させていただきます。

件数が多いため、継続の計画に関しましては、提案説明は議案書のと おりと省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、まず、議案書10ページから13ページにかけて、受付番号2 1から34につきましては、継続の計画となりますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、議案書13ページから14ページにかけて、受付番号3

6と37は、継続の計画となりますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

続きまして、議案書14ページから20ページにかけまして、先ほど 採決をいたしました受付番号41と46は除き、受付番号39から57 は、継続の計画となりますので、説明は議案書のとおりとさせていただ きます。

続きまして、議案書20ページ、受付番号59については、継続の計画ですので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

次に、議案書21ページ、受付番号60から62について説明いたします。こちら、いずれも新規の計画になります。まず、受付番号60、借り手は、杉久保北■■■■■、■■■、貸し手は、中河内■■■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■、現況地目、畑、■■平米、1筆です。貸し借りの種類は、貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間となります。こちら、農業振興地域内の新規の計画となります。

続きまして、受付番号61番、借り手は、こちらも杉久保北■■■■ ■■の■■■、貸し手は、中河内■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■、現況地目、畑、■■■平米、1筆となります。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間となります。こちら、農業振興地域内の新規の計画です。

最後に、受付番号62番、借り手は、本郷■■■■、■■■、 貸し手は、杉久保南■■■■■■、■■■、貸し借りする農地は、中河内字■■■■■、現況地目、田、■■平米、1筆となります。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、平成31年1月1日から平成31年12月31日までの1年間となります。こちら、農用地区域内の新規の計画となります。これらの案件につきましても、11月14日に事務局で現地確認をいたしましたところ、現地は農地として管理されておりました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められております農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上で終わります。

【議 長】 事務局から説明が終わりました。質疑につきましては一括でお願い申し上げます。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。いられませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 採決のほうも一括でさせていただきたいと思います。

受付番号21から40、42から45、47から62までの40件について一括で採決をとらせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書22ページ、日程第5、議案第49号 生産緑地に係る 農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

主 事】 生産緑地制度につきましては、農地の所有者の権利救済の観点から、生 産緑地法第10条に、市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように 申し出ることができる規定がございます。1つ目といたしまして、生産 緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目は、農林漁業の主 たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林 漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することになった場合で す。2つ目と3つ目の場合に買取りの申出をするときには、農林漁業の 主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要がございます。農林漁 業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁 業経営における中心的な働き手もしくは農林漁業経営に欠くことのでき ない者でございます。その者が従事できなくなったため、当該生産緑地 における農林漁業経営が客観的に不可能となる場合における当該者のこ とを言います。この主たる従事者についての証明願が提出されておりま す。市長へ生産緑地を買取りを申し出ると、市が買い取るか買い取らな いかの通知を申出受付の日から1カ月以内に行います。市が買い取らな い場合には、農林漁業を行う希望者への斡旋をいたしまして、斡旋が調 わなければ、買取り申出を受けた日から3カ月後に行為の制限の解除が 申出者に通知されるという仕組みでございます。

では、議案書22ページをご覧いただきたいと思います。資料のほう

は5番になります。受付番号6、申請者は、柏ケ谷■■■■、■■■
■■、買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡でございます。買取り申出事由発生日は、平成29年1月20日、申請者は、買取り申出事由発生者の妻でございます。買取り申出をする生産緑地は、柏ケ谷字■■■、1筆、議案書のとおりで、■■平米のうち■■平米でございます。また、現地の案内図と写真につきましては、資料5をご覧になっていただきたいと存じます。こちらにつきましても、事務局のほうで11月14日に現地確認をいたしましたが、現地は農地として適正に管理されておりました。また、こちらに記載されている買取り申出事由発生者に関しまして、農家基本台帳では、世帯の農業経営主として毎年記載されておりました。以上、この案件に関しまして特に問題はないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 事務局の説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。 受付番号6について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書23ページ、日程第6、議案第50号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 それでは、議案書の23ページをご覧ください。農地法第18条第6項 の規定に基づき、農地の賃貸借の当事者について合意解約が行われた旨 の通知がありましたので、報告いたします。

受付番号1、届出地は、大谷南■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■平米です。賃貸人は、静岡県静岡市葵区大岩本町■■■■■、■■■■、賃借人は、大谷北■■■■■■■■、■■■

■、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画作成による 賃貸借の合意解約になります。合意により解約する日は、平成30年1 1月20日、土地の引渡し日につきましても、平成30年11月20日 になっております。なお、こちらにつきましても事務局で11月14日 に現地調査を行いましたが、農地として管理されているということを確 認いたしました。こちらにつきましては特に問題ないものと思われま す。

以上でございます。

【議 長】 事務局から提案説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号1について採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書24ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議 によらない案件を案件とします。

(1)農地造成工事施工届出書についてを案件といたします。

受付番号3について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 農地造成は、農地の盛土、切土等によって農地等の形質を変更することを言いますが、海老名市では軽易な農地造成を行う場合には、海老名市農地造成工事指導要綱に規定する届出を出していただくこととしています。具体的には、1,000平米以下で高さ1メートル以下の盛土、切土であって、耕作中断期間が3カ月以下のものについてがこの手続の対象となります。

受付番号3、申請地は、上郷字■■■■■■、現況地目、田、■■ ■平米、ほか1筆、議案書のとおりで、合計、■■■平米です。現況 は、市街化調整地域の田です。土地所有者は、上郷■■■■■■■

- ■、■■■、施工業者は、門沢橋■■■■■■■■■、■■■■■■
- ■■、代表取締役■■■■、申請地を畑として利用するための田から畑への盛り土の届出です。

資料は、6-1 に申請地の案内図と写真、6-2 に造成計画の平面図、6-3 に断面図をお配りしております。

以上でございます。

- 【議 長】 事務局から説明が終わりました。地区委員の意見をお伺いいたします。 2番委員。
- 【2番委員】 この農地は新規に上郷地内を新しく新設している市道の新設に伴い、水田が分割されるような形になります。その後の残地につきまして、水田としての利用が不可能ということで、畑にするために申請が出されております。図面のとおり、大きな工事になっておりませんので、特に問題ないと思います。

以上です。

- 【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。
- 【主 査】 造成計画について補足説明をいたします。

資料6-2をご覧ください。図は、北が右側となっております。田面から平均60センチ盛土し、西側、図の上側の市道と、南側、図の左側の田との境界は、約30度の法面で処理し、北東、図の右下側の現在工事中の(仮称)市道上郷河原口線とは、道路完成後は高低差がなくなる計画です。

続きまして、資料 6 - 3 をご覧ください。上の①断面面が申請地を東西に、下の②断面が南北に切った図面でございます。①断面の左側が西側の市道となり、高低差は30センチでございます。前面道路から30センチまでという海老名市の基準を満たすような計画がされております。

また、下の②断面の左側をご覧ください。南側の田との境界です。隣の田の間との畔を残し、境界部は約30度の法面で処理することから、周辺の土地への被害防除が図られております。土は、申請地東側の(仮称)上郷河原口線の道路工事により発生する土を搬入するとのことで、

もともと農地であった部分の土でございます。造成後はジャガイモを作付する営農計画書の提出がございます。そのほか、隣接する農地の所有者からの同意書の提出もございます。これらから、この案件につきまして、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

- 【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。10番委員。
- 【10番委員】 先週、パトロールに行ってきまして、現状は、稲刈りが終わり、適正に 管理されております。問題ないと思われます。

以上でございます。

【議 長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、受付番号3について、承認とさせて いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。 次に、議案書 2 5 ページ、(2) 非農地証明の証明願いによる専決処分 についてを案件といたします。

受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 農地法は現況主義をとっておりますが、登記簿上の地目が農地でありながら、現況は農地以外のものになっており、現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、農業委員会が農地法に定める農地ではないという証明をすることができることになっています。この証明が、非農地証明です。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、農地であったとして、転用許可を受けることができる立地や目的などの条件であること、周辺の農地の営農条件に支障を生じていないことなどの要件がありまして、全ての要件にかなう場合にのみ証明を出すことができます。

それでは、議案書の25ページをご覧ください。受付番号3、申請地は、門沢橋■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米です。申請

者は、門沢橋■■■■■■■■■、■■■■、現在の状況ですが、建物の 敷地として使用されていました。案内図及び現地の写真は、資料7にご ざいますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、申請地の北側の隣接地に申請者の娘夫婦が分家住宅を新築した後、申請地に果樹を植栽して、その住宅の庭の一部として使用するようになり、現在に至っているとのことです。分家住宅は、昭和62年7月29日に新築された記録がございます。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯はありません。11月7日に農地小委員会の17番委員、12番委員、5番委員と事務局職員とで現地確認調査に行き、現況は住宅の敷地として利用されていることを確認しました。また、固定資産評価証明を確認し、転用後の経過年数が10年以上であることも客観的な資料で確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明しました。

以上、報告になります。

- 【議 長】 説明が終わりました。それでは、農地小委員会委員長の説明を求めます。17番委員。
- 【17番委員】 11月7日、現地調査に行ってきましたけれども、問題はないと思います。
- 【議 長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、受付番号3について、了承とさせて いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 【議 長】 了承とさせていただきます。
 - 続きまして、受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいた します。
- 【主 査】 受付番号4、申請地は、大谷字■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米です。申請者は、大谷北■■■■■■■■、■■■■、現在の状況

ですが、駐車場として利用されていました。案内図及び現地の写真は、 資料8にございますので、ご覧ください。

土地の経過ですが、申請地は、平成元年ごろ、工事用車両の駐車場として使用され始めました。工事完了後は、建設系法人の駐車場となり、法人との契約が解約された後は月極駐車場として使用され、現在に至っているとのことです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯はありません。11月7日に農地小委員会の17番委員、12番委員、5番委員と事務局職員とで現地確認調査へ行き、現況は駐車場として利用されていることを確認しました。また、固定資産評価証明を確認し、転用後の経過年数が10年以上であることも客観的な資料で確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から、当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明しました。

以上、報告になります。

- 【議 長】 農地小委員会の意見を求めます。17番委員。
- 【17番委員】 同じく7日にパトロールに行きましたけれども、現状のままで、周りのことも問題ないと思います。境界もしっかりしていました。 以上です。
- 【議 長】 受付番号4について、質疑のある方。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、受付番号4について、了承とさせて いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。 次に、議案書26ページでございます。
 - (3)農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号4について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理をしております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないもので

あるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用していただくようにしております。

受付番号4、申請地は、本郷字■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■■平米のうち■■平米です。土地所有者は、本郷■■■■■、■■■、土地の使用者は、上今泉■■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■、事業主は、勝瀬175番地の1、海老名市長内野優、工事名は、公共下水道41分区枝線工事、目的は、発生土及び砕石類の仮置場として使用したいとのことです。使用期間は、平成30年11月27日から平成31年1月31日までです。資料9-1に現地の案内図と写真、9-2に土地利用計画図及び被害防除の図面を配付しておりますので、ご確認ください。

続けて補足説明をさせていただきます。資料9-2をご覧ください。 申請地は、筆のうち北側の区域で、資材、残土や骨材を一時的に置くような土地利用の計画です。近隣への被害防除としては、現況の畑に養生シート及び鉄板を敷き、周囲はカラーコーン等で仮囲いするとのことです。特に問題はないと思われます。本日、委員の皆様に了承していただきましたら、申請を受理いたしまして、当事者へ受理した旨の通知を発送します。

以上でございます。

- 【議 長】 地区委員の意見を求めます。20番委員。
- 【20番委員】 申請地にシートと鉄板を敷いた後、資材等を置くという説明を受けましたので、畑への影響は特に問題ないと思います。

以上です。

- 【議 長】 受付番号4について、質疑のある方。
- 【4番委員】 隣接地の農地についての防御策というのはカラーコーンだけですか。残 土置場がありますけれども。
- 【主 査】 こちらの面には養生シート、鉄板を敷いて資材等を置くのですけれど も、隣接地との境はカラーコーン等での仮囲いということで、それ以外 は特に設けないのですが、全面に資材を置くわけではありませんので、

そちらのほうにこぼれないような注意は、事務局のほうからもしたいと 思いますので、それで近隣に被害が出ないようにということで、確認し たいと思います。

【4番委員】 お願いします。

【議長】ほかに。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ほかにないようでございますので、受付番号4について、了承とさせて いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書27ページから30ページまでの(4)農地転用届出に よる専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号29から35までの7件と、農地法第5条の受付番号68から72までの5件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主 査】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、 市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法 第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書27ページ、28ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成30年10月1日から10月31日までの間に届出がされたものです。受付番号29から35までの7件で、田、1,622平米、畑、2,467.8平米、合計、4,089.8平米です。

続きまして、議案書 29ページ、30ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成 30 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの間に届出がされたものです。受付番号 6 8 から 7 2 までの 5 件で、田、1,676平米、畑、1,766.09平米、合計、3,442.09平米です。以上、これらにつきまして、

専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議 長】 ただいま受付番号29から35までの7件と、68から72までの5件 の説明がございました。質疑のある方、一括でお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑もないようでございますので、ただいまの7件と5件につきまして、一括で了承させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 ご異議ございませんということですので、了承とさせていただきます。 次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 【議 長】 事務局から何かありますか。
- 【事務局長】 事務局のほうから、今日机の上に利用状況調査結果の資料を配らせていただきました。皆様に大変ご協力いただきました、平成30年分の農地法第30条に基づきます農地の利用状況調査の現状につきまして、担当から説明させていただきます。
- 【主 査】 それでは、こちらの資料をご覧になりながらお聞きいただければと思います。

農地法第30条では、農業委員会は年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないと定められており、これに基づいて、平成30年に行っていただいた調査の結果が資料10-1、それを地図で落としたものが10-2でございます。資料10-1には、土地の所在や地権者の住所のほか、これまでの経過として指導を行った記録等も記載しておりますので、こちらのほうに関しましては、お時間のあるときにご確認いただければと思います。

面積の合計でございますが、資料 10-1 の左下に面積の合計が書いてあります。 1 万3, 273. 82平米の土地を平成 3 0 年度は荒廃地として把

握をいたしました。昨年、荒廃地として把握した面積は1万1,613.82平米で、1,660平米荒廃地が増えてしまったということになります。なお、今月中に事務局で再度現地を確認いたしまして、解消が見られた土地がもしあった場合には、一覧から除かせていただきたいと思っておりますので、最終的な荒廃農地の面積は、この1万3,273.82平米から減少する可能性がございます。委員の皆様には、荒廃農地調査にご尽力いただき、まことにありがとうございました。解消が見られなかった農地の地権者のうち、今年度初めて解消が見られなかったという方につきましては、今月中に農地法第32条の規定による農地の利用意向調査を行い、昨年度以前から解消が見られていないという方には、引き続き指導を続けてまいります。

以上でございます。

【事務局長】

今月24日の土曜日、午前中に、私と担当のほうで、市外の土地所有者、4件、実際に家に訪問してまいりました。行った場所は、この表で言いますと、一番上の大谷の土地で、所有者が綾瀬市の早川のお宅、あと、その下、大谷で、ここは5人に所有者が分かれておりますけれども、相模原と大和のほうに行ってまいりました。ここの2カ所につきましては、ご本人には会えませんでしたけれども、文書と現状の最新のカラー写真をつけて、こういう現況ですので、対応をお願いしますという旨の文書、あと、参考に、草刈り等、海老名市のシルバー人材センターでも行っておりますので、そういった紹介の文書もつけてポストに入れてまいりました。

あと、もう1カ所が、ちょうど中段に、一番左側で、上今泉と書いてある榎戸の座間市の所有の■■さんという方、座間市のお宅に行ってまいりました。ここは備考にも、一番右のその後の経過にも書いてございます。11月24日に訪問しております。奥様のほうにお会いして、今月中には何とか刈っていただけるというような返事もいただいております。先ほどありましたとおり、今週、29日の木曜日か30日ぐらいに、該当農地をもう1度確認して、最終的な集計をさせていただければと思います。

以上でございます。

【議長】 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

- 【議 長】 ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。
- 【2番委員】 本日は長い間、ご苦労さまでした。これで閉会といたします。どうもご 苦労さまでした。

(終了 午後2時45分)